

「LEC 2015年 栢島道場 究極FINALチェック」から !!
第47回社労士試験【選択式】厚年法 空欄Aの出題が**的中**しました !!



LEC教材掲載内容(抜粋)

[RL15267 p.5 No.23]

<60歳台前半の老齢厚生年金(特例)>

23. 被保険者ではない、報酬比例部分相当の老齢厚生年金の受給権者について、厚生年金の被保険者期間が(①40年 ②44年)以上あるときは、《定額+報酬比例》が支給される

解答 → ②44年

本試験出題はこうでした!

第47回 社労士試験 問題
【選択式】 厚生年金保険法 【空欄A】

昭和30年4月2日生まれの男子に係る特別支給の老齢厚生年金について、報酬比例部分の支給開始年齢は62歳であり、定額部分の支給は受けられないが、

- (1) <略>
- (2) 被保険者期間が 以上であるとき
- (3) <略>

のいずれかに該当する場合には60歳台前半に定額部分の支給を受けることができる。

上記の(1)から(3)のうち、…<以下略>。

解答 → ③44年

的中!

※実際の教材では赤字にはなっていません。